

平成 2 8 年度

# 定期監査結果報告書

四條畷市監査委員



睨 監 第 1 4 1 号  
平成 2 9 年 2 月 1 0 日

四條睨市監査委員 津 地 善 勝  
四條睨市監査委員 大 川 泰 生

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成28年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

## 1 監査の対象

政策企画部

秘書広報課

企画調整課

総務部

総務課

人事課

財政課

税務課

徴収対策課

## 2 監査の期間

平成28年9月1日から平成29年1月31日まで

## 3 監査の概要

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が法令等に準拠しているか、また、経営に係る事業の管理及び監査対象部局の所管事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼におき、実施した。

## 4 監査の結果

監査対象部局から提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかしながら、一部において留意すべき、あるいは改善を要する事項が認められたため、これらについて指摘を行い、是正や見直しを図るよう要請した。

以下、各所管課の監査結果について述べる。

## 【政策企画部】

政策企画部の主な所管事務は、

- 市長及び副市長の秘書に関すること。
- ほう賞、表彰及び儀式に関すること。
- 市政の広報の企画及び調整に関すること。
- 市政の推進に係る広報活動に関すること。
- ホームページに関すること。
- 報道機関との連絡調整に関すること。
- 公聴活動の企画及び調整に関すること。
- 総合計画に関すること。
- 市政の総合調整に関すること。
- 主要施策の企画及び立案に関すること。
- 教育に係る基本方針の策定に関すること。
- 教育総合会議に関すること。
- 特命事項の調査及び研究並びに企画及び立案に関すること。
- 職員提案制度に関すること。
- 広域行政に関すること。
- 合併に関すること。
- 行政組織に関すること。
- 住宅政策の企画、立案及び総合調整に関すること(他課分掌のものを除く。)
- 電子計算組織の総合的な管理に関すること。
- 電子計算組織の活用に係る企画、立案及びシステム開発の総合調整に関すること。

## 【総務部】

総務部の主な所管事務は、

- 市議会の招集及び議案に関すること。
- 条例、規則、規程等の審査及び公布に関すること。
- 例規集に関すること。
- 訴訟、調停及び審査請求の調整に関すること。
- 文書管理の改善に関すること。

入札参加業者の資格審査及び登録に関すること。

工事その他の請負契約及び業務委託契約に関すること。

工事の検査に関すること(他課分掌のものを除く。)

情報公開制度の調整に関すること。

個人情報保護制度の調整に関すること。

公有財産台帳及び備品台帳の整備に関すること。

物品の調達及び不用物品の処分に関すること。

庁舎の管理及び案内に関すること(他課所管のものを除く。)

公の施設の営繕に関すること(他課分掌のものを除く。)

職員の任免、配置その他人事身分に関すること。

人事制度に関すること。

職員の給与その他の給付に関すること。

職員の研修に関すること。

職員団体に関すること。

予算の編成、配当及び執行の調整に関すること。

財政計画及び財政事情の作成に関すること。

財政の健全化に関すること。

市債に関すること(他課分掌のものを除く。)

地方交付税に関すること(他課分掌のものを除く。)

税制の調査、研究及び企画に関すること。

市税の賦課に関すること。

市税の納期内収納に関すること(他課分掌のものを除く。)

市税の収納事務の委託に関すること。

税務関係証明の手数料の徴収に関すること(他課分掌のものを除く。)

固定資産の評価に関すること。

固定資産税の台帳及び図面の整備及び閲覧に関すること。

市税の減免に関すること。

市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。

納税相談、納税意識の啓発及び納税手続の周知に関すること

(他課分掌のものを除く。)

納税貯蓄組合に関すること。

市税並びに国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料(以下「市税等」という。)の徴収に関すること(他課分掌のものを除く。)  
市税等の徴収に係る証明の認証及び証明書の交付に関すること。  
市税等の徴収に係る書類の公示送達に関すること。  
市税等の督促手数料及び延滞金の徴収等に関すること。  
市税等の滞納処分に関すること。  
交付要求に関すること。  
市税等の徴収猶予等に関すること。  
市税等の充当に関すること(他課分掌のものを除く。)  
市税等に係る徴収の受託及び嘱託に関すること。  
市税等の不納欠損処分に関すること。  
市税等の納付相談、納付意識の啓発及び納付手続の周知に関すること。

などである。

なお、以下の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

## 【政策企画部】

### ◇秘書広報課

#### ○広報活動の充実について

本市のホームページは、前回監査の指摘事項を踏まえ、観光大使のイラストを取り入れるなどのリニューアル、ツイッターの活用及び各所属においてホームページを更新可能とするシステムを導入された。このことにより、市の独自性を出し、情報を迅速に伝えるための整備を図られた。

今後においては、新たな情報発信ツールを見極め、良い点については取り入れながら更なる広報活動をされたい。

また、広報誌については、先進事例等を調査研究し、これまで以上に多くの世代に親しまれる広報誌を作成されるよう期待する。

#### ◇企画調整課

##### ○情報関係業務について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）が施行され、マイナンバーカードを利用した行政サービスの拡充等が、今後予定されている。

しかしながら、依然として個人情報流出やなりすまし等の不安が指摘されている。そのため、情報セキュリティには十分配慮し、その安全性及び利便性等の啓発をされたい。

### 【総務部】

#### ◇総務課

##### ○全庁的な文書管理及び文書法規研修の実施について

文書の作成及びその管理は、日々の業務において基本的な事項である。

しかしながら、現状においては、文書作成時における初歩的な誤り等が全庁的に見受けられる。

これらのことを改善するためにも、次年度以降、人事担当課と連携し、定期的な研修を実施されたい。

#### ◇人事課

##### ○人事評価制度について

前回の指摘事項であった評価における仕組みを検討することについては、評価者を多層化することに加え、研修において事例を用いた実践的な評価者訓練を毎年実施するなど、検討を重ねて適切に対応されていると考える。

人事評価制度については、導入してから一定期間が経過し、職員にも浸透してきたところではあるが、公平で公正な制度運用を図るため、引続きその仕組みづくり等について検証し、実施していただきたい。

#### ◇財政課

##### ○行財政改革（後期プラン）について

行財政改革（後期プラン）は、平成24年5月に策定され、本年度末に計画期間が満了する。

このことから、引き続き新たな計画を策定し、財政の健全化に向けた具体的な取り組みを推進されたい。

#### ◇税 務 課

##### ○課税業務について

マイナンバー法が施行されたことにより、課税客体が的確に把握されることになる。

しかしながら、提出される書類の確認に多くの時間を費やされることなど、今後の課税業務はさらに煩雑になることなどが見込まれる。

電算システムの有効活用や業務改善等を積極的に実践し、適正な課税業務の執行に対応されたい。

#### ◇徴収対策課

##### ○徴収強化の検討について

市税等の徴収について、担当課と情報を共有しながら、実施されてきたこと、また、大阪府域地方税徴収機構とも連携を図ることなどにより、徴収率の上昇が図られた。

今後は、他の債権等についても調査研究を行い、公平性の確保という観点からも適切に対応されたい。

#### 【各所属共通】

##### ○事務文書の適正な処理について

事務文書の取扱いにおいて、定められた方法に従って処理がなされていない事案が見受けられた。文書管理規程、事務決裁規程、財務規則などの諸規定を遵守し、正確、適切な事務処理に努められたい。